

# 新田小学校いじめ防止基本方針

甲府市立新田小学校

平成26年4月策定

平成28年6月一部改訂

令和元年11月一部改訂

令和4年5月一部改訂

## はじめに

平成24年7月、滋賀県大津市において中学2年生がいじめにより自殺した事案が発生し、その後、学校や市教育委員会の対応について批判が高まり、社会問題化しました。このことを受け、平成25年2月には、教育再生実行会議第1次提言の中で、「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」という見解が示され、平成25年9月には「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

国は、法に定められた「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定するために「いじめ防止基本方針策定協議会」を設置して、同年10月「いじめ防止基本方針」を策定し、同日に各都道府県教育委員会に周知しました。

平成26年3月には、山梨県においては「山梨県いじめ防止等のための基本的な方針」、甲府市においては「甲府市いじめ防止基本方針」が策定されました。

本校においても、これらの経過を踏まえて、「新田小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

## 1 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは「どの子にも、どの学級にも起こりうる」「だれもが被害者にも加害者にもなりうる」と考えることを基本とします。

日常生活の事象面で把握したことがらは、軽微にとらえずに将来深刻ないじめになる可能性があることを認識します。また、一見じゃれ合いに見える事柄も、気づかないうちにいじめに発展してしまうことがあることから、この程度ならたいしたことはないと考えず、子どもの変化を見逃さないようにします。そのためには、全職員が情報を共有し、いじめの早期発見に取り組み、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努めることを基本姿勢とします。

**いじめの定義** <児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における定義>

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

## 2 いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置します。この組織を中心として、全職員の共通理解を図り、学校全体でいじめ防止対策を行います。

いじめ対策委員会	
<定例会>	月1回（生徒指導・支援委員会：職員会議後） 全職員
-----	
<重大事態発生時>	校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，養護教諭 特別支援教育コーディネーター，スクールカウンセラー 学校評議員

※ 月1回定期的に開き、情報の共有化と支援・指導等を検討します。

※ 重大事態が発生した際は、校長は直ちにいじめ対策委員会を主宰し、対応を検討します。

### 3 未然防止の取組

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。

① いじめゼロをめざした児童会活動の推進

○あいさつ運動（毎日）

子ども同士の関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもってあいさつ運動をする。

あいさつリーダーを中心として進んで取り組めるようにする。

オアシスコ運動をすすめる。

○桜の花びらや落ち葉拾いなどのボランティア活動（通年）

○「元気アップタイム」（たてわり班活動）（通年）

異学年交流の場としてたてわり班活動を位置づけ、児童会が主体となり、一校一実践運動、自由遊び、ゲーム集会を行い心の交流を深めていく。

②「特別の教科 道徳」の充実

・ 教材等を工夫して、「特別の教科 道徳」の授業の充実に努めます。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。

① 一人一人が活躍できる学習活動の展開

・ 各学年のカリキュラムに社会的体験活動を取り入れて社会経験を積めるようにします。

・ 学習の「話す」「聞く」の言語活動を充実させて、子どものコミュニケーション能力を育てるようにします。

・ ユニバーサルデザインの視点を生かした「みんながわかる」授業づくりに取り組みます。

② 月1回、学級の生活の問題解決のための話し合い活動を行います。

・ 学校生活の中の良い点や問題点を見つける目を養うようにします。

・ 問題点を出し合い、よりよく生活するための手だてをみんなで考えていくようにします。

### 4 早期発見の取組

(1) いじめ調査（友達関係アンケート）を4回実施します。【6月 9月(未記名) 11月 2月】

(2) 教育相談室を開設します。

・ スクールカウンセラーを中心にして、子どもたちのさまざまな悩みを把握するようにします。内容に応じて、いじめ対策委員会で分析し、対応策を検討します。

・ 悩んでいる児童がいる場合には、生徒指導主任や特別支援教育コーディネーターを中心に、情報の収集及び個人指導を担当等と連携して行います。

(3) 日常の子どもの生活状況を見取るようにします。

・ ふれあいを通して児童の様子を注意深く観察するようにします。

・ 担任は、連続3日以上欠席した児童については、電話連絡、家庭訪問等をするなどして状況を把握するようにします。いじめが原因と疑われる場合は、児童の状況をいじめ対策委員会に報告し、共通理解を図り、対応を検討します。

・ 児童に関する情報は、校長・教頭にすみやかに報告するようにします。

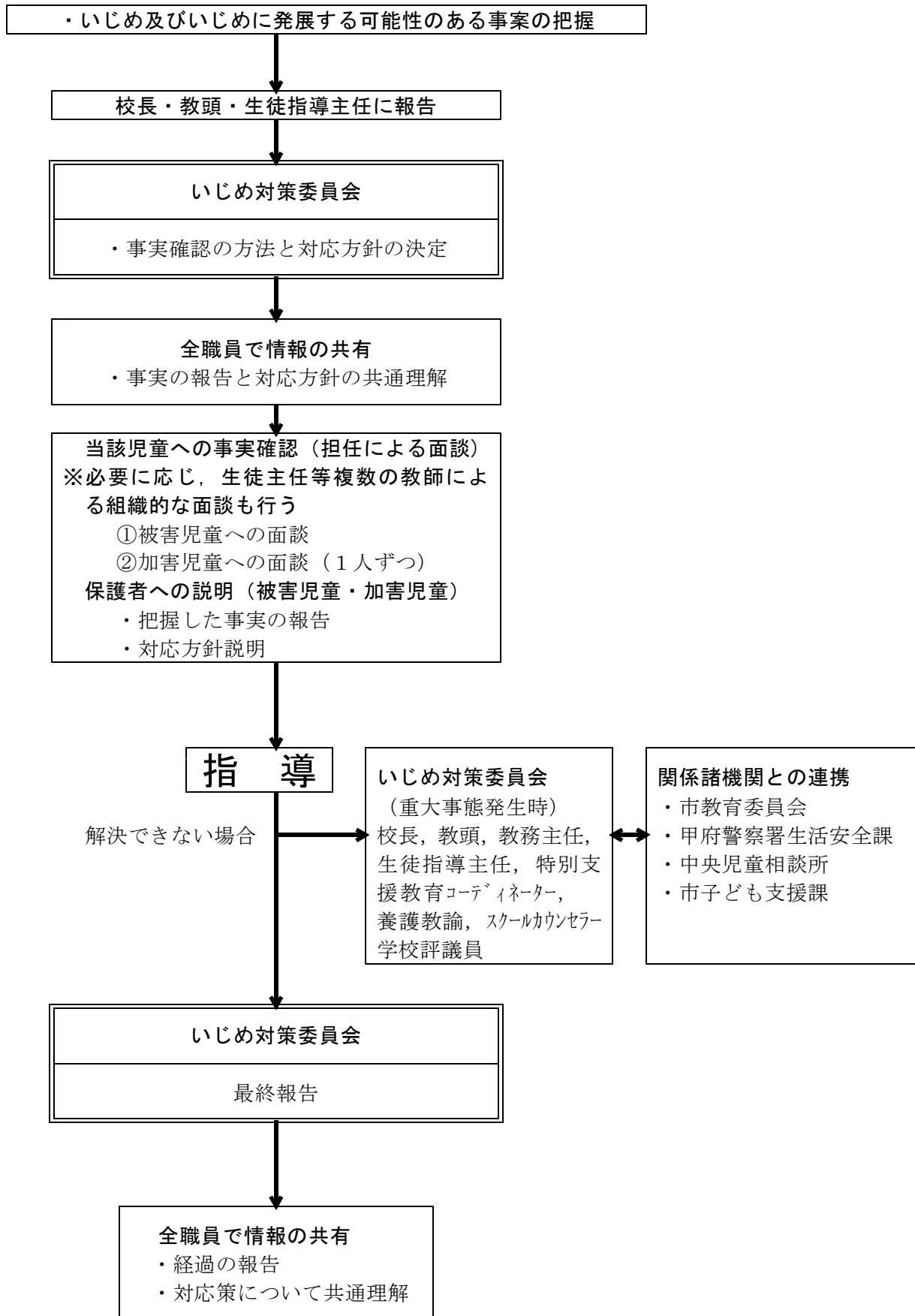
・ 必要な情報は全職員が共有して対応するようにします。

・ 保護者及び地域の方々からの情報収集をあらゆる機会を通して行うようにします。

(4) 教育相談等で把握した気がかりな児童については、いじめ対策委員会に報告し、引き続き注意深く観察を続け、個別に教育相談を行い、対応するようにします。

(5) 軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識の下、個別指導及び学級等で全体指導を行うようにします。

## 5 いじめへの対処（いじめを把握したとき）



## 6 その他の留意事項

- ・ 関係児童への面談の記録を残します。(担任)
- ・ いじめ対策委員会の協議内容、事案の対応の記録を残します。
- ・ いじめ問題が起きたときは家庭との連携をより密にし、学校側の取組について情報を伝え、保護者からの家庭での様子や交友関係についての情報を生かすようします。
- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談するようにします。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。
- ・ 学校評価の中で、いじめ問題への取組について自己評価を行い、学校関係者評価と併せて、その結果を公表します。

## 7 いじめ防止指導計画の作成

	いじめ対策委員会	全職員等の取組
1 学期	<p>【4月】いじめ未然防止への取組内容の検討 いじめ等問題行動に対する学校方針の検討</p> <p>【5月】教育相談（年間を通して）</p> <p>【6月】いじめ調査の実施・分析・対応 ①</p> <p>【7月】教育相談の分析・対応策の検討</p>	<p>【4月】いじめ防止基本方針の共通理解 未然防止の取組の確認</p> <p>【5月】児童・保護者・地域への周知 児童会・道徳の日活動の推進及び 学級活動・授業の実施（～3月）</p> <p>【6月】教育相談の実施 ともだち関係アンケートの実施</p> <p>【7月】教育相談後の情報交換・指導対応</p>
2 学期	<p>【8月】1学期の反省と2学期の取組の検討</p> <p>【9月】教育相談の取組の検討 いじめ調査の実施・分析・対応 ②</p> <p>【10月】教育相談の分析・対応策の検討</p> <p>【11月】いじめ調査の実施・分析・対応 ③</p> <p>【12月】学校評価保護者・児童アンケートの実施 学校評価を受け対応の検討・対応</p>	<p>【8月】夏休みの生活の情報交換</p> <p>【9月】様々な取組の実践（～12月） ともだち関係アンケートの実施</p> <p>【10月】教育相談の実施</p> <p>【11月】教育相談後の情報交換・指導対応 ともだち関係アンケートの実施</p> <p>【12月】児童・保護者アンケートの実施</p>
3 学期	<p>【1月】教育相談の取組の検討</p> <p>【2月】いじめ調査の実施・分析・対応 ④</p> <p>【3月】3学期の取組反省 来年度のいじめ防止基本方針の検討</p>	<p>【1月】冬休みの生活の情報交換</p> <p>【2月】教育相談の実施 ともだち関係アンケートの実施 いじめ防止取組の反省</p> <p>【3月】教育相談後の情報交換・指導対応 学校評価の地域・保護者への公表</p>
定期的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月のいじめ対策委員会（生徒指導・支援委員会）で、児童についての情報交換（教育相談に該当した児童を含む。）を行う。</li> <li>・ 教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に注意を払う。</li> <li>・ 月2回の「きずなの日」に計画的に取り組む。</li> <li>・ 児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。</li> </ul>	

